

北海道の自衛隊体制維持を求める意見書

北海道に配置されている自衛隊は、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に向けて大きな役割を果たしてきたところであるが、近年、第5師団及び第11師団が旅団化されるなど、特に陸上自衛隊の削減が行われ、地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えていることは、大変遺憾である。

現在、国においては、平成21年末をめぐりに「防衛計画の大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」の検討に着手されていると承知しているが、今後さらに本道における自衛隊の大幅な削減は、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、さらに大きな影響を及ぼすことは必至である。

また、本道には大規模な演習場や射場など整備された施設が存在し、一年を通して本道の部隊のみならず全国の部隊がこれらの施設を活用するなど、長年にわたる地域の自衛隊に対するバックアップ体制があり、その有形無形の体制は一朝一夕で得られるものでなく、その貴重な財産を将来にわたって活用すべきである。

よって、国においては、「防衛計画の大綱の見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」に際し、地域の意向を十分に配慮され、本道における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣